

富士市個人情報の保護に関する法律施行条例等の制定について

1 概要

令和3年5月に個人情報の保護に関する法律が改正され、改正後の同法（以下「改正法」といいます。）において、地方公共団体に係る規定については令和5年4月1日から施行されることとなりました。

改正法の主眼は、国際的制度調和と社会全体のデジタル化に伴い、個人情報保護とデータ流通の両立が要請される中、個人情報保護制度の運用について、地方公共団体が各々相違する条例に依拠していることを改め、全国共通のルールを整備する点にあるため、基本的に法と重複する内容の規定を条例で定めることができなくなり、法から委任された事項や条例での規定が許容される事項等、最小限の措置に限り条例で規定できることとされました。

このため本市では、現行の富士市個人情報保護条例（以下「現行条例」といいます。）を廃止し、改正法に基づく個人情報保護制度を運用するための条例として、富士市個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「新条例」といいます。）及び富士市個人情報保護審査会条例（以下「審査会条例」といいます。）を制定します。

<制度改正のポイント>

- ① 令和5年4月から全国的な共通ルールとして改正後の個人情報の保護に関する法律の規定（主に法第5章）が適用される。個人情報の取扱いや開示請求等の法的根拠は改正法によることとなる。
- ② 改正法の施行に合わせ、現行の富士市個人情報保護条例は廃止する。
- ③ 改正法において許容される事項を定めるため、富士市個人情報の保護に関する法律施行条例を制定する。

※議会は、改正法の適用の対象外（別に条例制定による対応）

※中央病院等の公立病院は、民間部門に適用される規定（主に法第4章）が適用される。

2 公的部門（地方公共団体等）に係る個人情報保護制度の主な内容

改正法における公的部門（地方公共団体等）が適用となる規律の主な内容は、次のとおりです。

(1) 定義の一元化

個人情報の定義について、国・民間部門と同じ規律を適用

(2) 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについて、国と同じ規律を適用

（保有の制限、安全管理措置、利用及び提供の制限等）

(3) 個人情報ファイル簿の作成・公表

個人情報ファイル簿の作成及び公表について、国と同じ規律を適用

(4) 自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求

開示等の請求権や要件・手続は、主要な部分を法律で規定。任意代理人による請求が可能。

(5) 匿名加工情報の提供制度の導入 ※当分の間、都道府県及び指定都市に適用

匿名加工情報の提供制度（定期的な提案募集）について、国と同じ規律を適用

(6) 個人情報保護委員会との関係

地方公共団体の個人情報の取扱い等に関し、国の機関に対する監視に準じた措置を実施

3 条例で定めることができる内容

改正法において地方公共団体が条例で定めることができる内容について、次のように整理されています。

- (1) 条例要配慮個人情報の内容（改正法第 60 条第 5 項）
- (2) 個人情報取扱事務登録簿の作成、公表に係るもの（改正法第 75 条）
- (3) 本人開示等請求における不開示情報の範囲（改正法第 78 条第 2 項）
- (4) 本人開示等における手数料（改正法第 89 条第 2 項）
- (5) （改正法第 5 章第 4 節の規定に反しない限り）保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続並びに審査請求の手続に関する事項（改正法第 108 条）
- (6) 審議会等への諮問（改正法第 129 条）

4 富士市個人情報の保護に関する法律施行条例案の概要

改正法による委任等を基に新条例においては、主に次に掲げる項目について規定します。

項目	改正法	現行条例	新条例での規定
(1) 情報公開条例との整合による開示情報（職務遂行上の公務員の氏名）	原則非開示	開示	開示（第 3 条関係）
(2) 開示請求に係る手数料	実費の範囲内において条例で定める額（参考：国は原則 300 円）	無料（コピー代等の実費負担あり）	無料（コピー代等の実費負担あり）（第 4 条関係）
(3) 開示決定等の期限	請求の日から 30 日以内（地方公共団体は条例でより短い期限を規定することも可能）	請求の日から起算して 15 日以内	請求の日から 15 日以内（第 5 条関係）
(4) 開示決定等の期限の特例	請求の日から 60 日以内（地方公共団体は条例でより短い期限を規定することも可能）	請求の日から起算して 45 日以内	請求の日から 45 日以内（第 6 条関係）
(5) 富士市個人情報保護審査会への諮問※	・第 105 条第 3 項の規定による諮問（審査請求） ・第 129 条の規定による諮問※	審査請求その他制度に関する諮問	審査請求その他制度に関する諮問（第 7 条関係）
(7) 個人情報保護制度施行状況の公表	国が地方公共団体の報告を取りまとめた概要の公表を義務付け。（地方公共団体による住民向け公表は任意。）	毎年度公表を義務付け	毎年度公表を義務付け（第 8 条関係）

※ 富士市個人情報保護審査会への諮問について

今後の地方公共団体が行う個人情報の取扱いについて、国（個人情報保護委員会）によるガイドラインや指導・助言など、法の規律を適用し解釈を国が一元的に担う仕組みが確立されました。

本市個人情報保護審査会への諮問については、改正法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による開示等の決定又は不作為に対する審査請求の諮問のほか、改正法第129条の規定により「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」として、次の3点について諮問することとします。

①新条例の改廃

②改正法第66条に規定される安全管理措置のための本市における基準策定等

③その他市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則制定

なお、開示等の決定又は不作為に対する審査請求の諮問については、制度内容に変更はありませんが、旧条例の廃止に伴い必要な手続等について、新たに制定する富士市個人情報保護審査会条例に規定します。

5 施行期日

改正法の施行日に合わせ、令和5年4月1日とします。